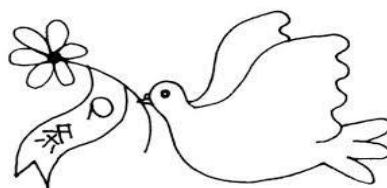


第3分科会

私たちは、平和な未来を
子供たちに残せるか？

助言者 谷川 生子
(埼玉総合法律事務所)

司 会 箕輪 愛子
記 録 藤井 博子



昨年の「憲法カフェ」に引きつづき、今、平和がおびやかされている「憲法改正」問題について学習しました。助言者は、項目を大きく5つに分けて説明されました。

第1 はじめに

- 1 憲法改正に向けた情勢
- 2 改憲派の根拠—押しつけ憲法？ 他国との比較？

平成24年4月に自民党から改憲草案が出され、その根拠とされる“押しつけ憲法だが、1946年5月には日本国憲法案を国民の70%が支持したこと。また他国の憲法は、日本の法律のようなものも含まれており、回数は比較できないとのことである。

第2 憲法の歴史 存在意義

大日本帝国憲法（明治憲法）との違いが話された。明治憲法では、主権は天皇にあり、国民の権利や自由は、天皇が恩恵的に与えるものとして、法律の範囲内でしか、人権が認められていない。（「法律の留保」）憲法上天皇の軍隊が認められている。

世界の歴史として、イギリスのマグナ=カルタ（1215年）、権利章典（1689年）など人権の萌芽があった。その後、アメリカ独立宣言、フランス人権宣言などでは「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていなかった」

近代憲法は、個人の権利を保障し、そのために国家権力を制限することに本質がある。

日本国憲法（1947年）には①立憲主義（99条）、②硬性憲法（96条）＝通常法律より、改正手続きを厳格に定める。③基本的人権の尊重（11条、97条）人権は誰かに与えられるものではなく（奪われる可能性も）、人間固有の尊厳に由来するもの。④国民主権（前文、1条）、⑤平

和主義（前文、9条）平和的生存権を権利として確立。非武装平和主義（9条2項）

第3 自民党の憲法改正草案 ～明治憲法への回帰？

（1）立憲主義憲法の破壊

前文と連動する憲法尊重義務の宛名変更

草案 102条1項 「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。」

国民に憲法尊重義務を課している。→立憲主義の否定

（2）人権保障の後退

① 97条の削除→人権の価値を肯定していない。

② 「公共の福祉」から「公益及び公の秩序」へ（13条）

（3）天皇を象徴から元首へ（1条）

① 「元首」-----対外的代表権を持つ存在

② 国民主権との整合性は？

（4）平和的生存権の否定

① 規定のあり方

・平和主義から安全保障へ（第二章）

・戦力不保持の放棄、国防軍（軍隊）の保持（草案9条の2）

・前文にある平和的生存権の文言は削除

② 改憲派の挙げる「国防軍」創設の理由

ア 自衛隊を憲法上位置づける必要性

イ 独立と平和を保ち、国民の安全を確保するために必要

ウ 国益、あるいは国際社会の平和・安全のために軍事的活動を行うことが必要

エ 集団的自衛権行使のため、あるいは日米同盟を進化させるために必要



いずれの理由も根拠として薄弱。「国防軍」の創設はむしろ他
国との緊張を生み、日本を戦争に巻きこむ可能性がある

③ 「平和的生存権」の持つ意義

人権としての平和

④ 緊急事態条項（98条、99条）

- ・ 経緯———2011年東日本大震災により浮上
- ・ 問題点 ・ 文言のあいまいさ
 - ・ 「国防軍」とセットとなり、濫用の危険性。

⑤ 新自由主義の国へ（前文）

「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的
人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに
助け合って、国家を形成する」



いわゆる愛国心の強制と自己責任の原則の強調。

これにより、社会保障の切り下げも正当化されることになる。

第4 改憲の狙い

- 1、日本を米国とともに「戦争をする国」に変えること
- 2、弱肉強食の新自由主義的な改革を推し進めること
- 3、「戦争する国」「新自由主義の国」への国民の統合

第5 憲法破壊を阻止するために

参加者からいくつかの質問がありました。

- 9条は自衛隊を認めていない？→ 政府は、個別的自衛権はある、と
言っている。
- “人”と“個人”の違いは？→ “人”とは、人類とか民族などを言う場合に
使い、“個人”は1人ひとりの人格を持ったものとしてとらえる。

○ 公共の福祉とは？ など

その他

メディアの問題や国会の状況も出されました。又、中東などで難民支援
をしている

高遠菜穂子さんは「海外の情報をもっと取りに行くべきだ」と言っている
そうです。

日本国憲法の優位性を広めなければ-----と参加者の共通の思いにな
ったと思います。

